# VI 契約の変更および終了

# 42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

# 43 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

# 44 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようと される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただ きます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給 設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な 処置を行ないます。

なお,この場合には,必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、46(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は,通 知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により 需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了 させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

# 45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、60(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、60(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について60(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

#### 46 解 約 等

(1) 34 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定

めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には,当社は, 需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、44 (需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

# 47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は,需給契約の消滅によっては消滅いたしません。